

総務教育常任委員会資料

(令和元年8月20日)

[件名]

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 1

人事委員会事務局



国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

令和元年8月20日
人事委員会事務局

I 勧告日 令和元年8月7日(水)

II 給与勧告の概要

【民間給与との較差に基づく給与改定】

- ① 月例給
 - ・民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、若年層の俸給月額を引き上げる
- ② ボーナス
 - ・支給月数を0.05月分引き上げる

1 月例給

(1) 官民の比較(平成31年4月分を調査)

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差(A)-(B)
411,510円	411,123円	387円(0.09%)

(2) 改定内容

- ① 俸給表
平均改定率 0.1%(初任給の2,000円引上げなど若年層について引上げ)

(3) 実施時期

平成31年4月1日

2 ボーナス(期末・勤勉手当)

(1) 官民の比較(平成30年8月～令和元年7月を調査)

民間(A)	国家公務員(B)	較差(A)-(B)
4.51月分	4.45月分	0.06月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

- 支給月数の引上げ 現行4.45月分→4.50月分(0.05月分引上げ)
- ※ 勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(3) 実施時期

法律の公布日

3 その他

(1) 住居手当

- ① 手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ(12,000円→16,000円)
- ② ①により生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引き上げ(27,000円→28,000円)
- ③ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置
- ④ 実施時期 令和2年4月1日

Ⅲ 公務員人事管理に関する報告の概要

1 人材の確保及び育成

- (1) 人材の確保
 - ・多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開
- (2) 人材の育成
 - ・管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のための研修を引き続き実施
- (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進
 - ・人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援

2 勤務環境の整備

- (1) 勤務時間等に関する取組
 - ・本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導
 - ・仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
 - ・心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進
- (2) ハラスメント防止対策
 - ・有識者による「公務職場におけるパワーハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。
- (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保
 - ・給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組
 - ・休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

本年秋にも障害者選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請